

議案第 8 号

関市国民健康保険税条例の一部改正について

関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

国民健康保険税の税率等を改定するため、この条例を定めようとする。

関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

関市国民健康保険税条例（昭和33年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.65」を「100分の5.82」に改める。

第4条中「22,000円」を「26,000円」に改める。

第5条第1号中「19,000円」を「19,800円」に改め、同条第2号中「9,500円」を「9,900円」に改め、同条第3号中「14,250円」を「14,850円」に改める。

第5条の2中「100分の1.9」を「100分の2.09」に改める。

第5条の3中「8,000円」を「9,500円」に改める。

第5条の4第1号中「8,800円」を「8,200円」に改め、同条第2号中「4,400円」を「4,100円」に改め、同条第3号中「6,600円」を「6,150円」に改める。

第5条の5中「100分の1.5」を「100分の1.67」に改める。

第5条の6中「9,200円」を「10,500円」に改める。

第5条の7中「5,600円」を「5,900円」に改める。

第9条第1号ア中「15,400円」を「18,200円」に改め、同号イ（ア）中「13,300円」を「13,860円」に改め、同号イ（イ）中「6,650円」を「6,930円」に改め、同号イ（ウ）中「9,975円」を「10,395円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「6,650円」に改め、同号エ（ア）中「6,160円」を「5,740円」に改め、同号エ（イ）中「3,080円」を「2,870円」に改め、同号エ（ウ）中「4,620円」を「4,305円」に改め、同号オ中「6,440円」を「7,350円」に改め、同号カ中「3,920円」を「4,130円」に改め、同条第2号ア中「11,000円」を「13,000円」に改め、同号イ（ア）中「9,500円」を「9,900円」に改め、同号イ（イ）中「4,750円」を「4,950円」に改め、同号イ（ウ）中「7,125円」を「7,425円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「4,750円」に改め、同号エ（ア）中「4,400円」を「4,100円」に改め、同号エ（イ）中「2,

200円」を「2,050円」に改め、同号エ（ウ）中「3,300円」を「3,075円」に改め、同号オ中「4,600円」を「5,250円」に改め、同号カ中「2,800円」を「2,950円」に改め、同条第3号ア中「4,400円」を「5,200円」に改め、同号イ（ア）中「3,800円」を「3,960円」に改め、同号イ（イ）中「1,900円」を「1,980円」に改め、同号イ（ウ）中「2,850円」を「2,970円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「1,900円」に改め、同号エ（ア）中「1,760円」を「1,640円」に改め、同号エ（イ）中「880円」を「820円」に改め、同号エ（ウ）中「1,320円」を「1,230円」に改め、同号オ中「1,840円」を「2,100円」に改め、同号カ中「1,120円」を「1,180円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の関市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。